

5 相手国の意思決定プロセス

5.1 相手国の意思決定プロセスへの関与

- (1) 相手国の意思決定プロセスのうち、開発調査に主に関係するものは、Policy、Plan、Program 策定に係る関係中央省庁、地方政府である。
- (2) 環境社会配慮に係る相手国の意思決定プロセスへの関与に関して、案件発掘段階、要請書採択段階、事前調査時及びS/W締結時における相手国への働きかけがより重要となるとともに、要請採択時、S/W締結時の環境社会配慮面でのチェックがより厳しいものとなる。
- (3) JICA は環境社会配慮の主体は相手国であることを前提とした支援を行うことができる。よって、相手国の環境社会配慮が適切になされるように支援するため、以下の事項に配慮する。しかし、その支援を行う前提や状況が十分に整っていないと判断される場合には、案件採択が難しくなることも有り得る。
 - (i) 案件発掘段階での相手国各政府機関へのJICA環境社会配慮ガイドラインの方針の積極的な説明の実施、及び相手国側に対する現行の環境社会配慮制度の確実な実施に関わる助言
 - (ii) 案件発掘段階での環境社会配慮を踏まえたプロジェクト目的の検討、及び相手国政府への助言
 - (iii) 相手国政府に対する環境社会配慮に係る制度改善の行動の要求、及び必要な支援の実施
 - (iv) 相手国政府に対して、案件発掘段階、事前調査段階における環境社会配慮に関する情報の積極的な請求、及びS/W締結へ向けた活用
- (4) F/S調査実施後、案件の実施に向けて、基本設計、詳細設計などが進められる。この過程において本格調査段階で提案された環境社会配慮施策がより詳細に具体化され、確実に実施される様に、今後の協力事業の進め方も含めてS/Wに明記する。
- (5) 軍事政権や中央集権型の政治形態を有する国など、適切なステークホルダー協議の実施が困難と考えられる国については、特にステークホルダー協議の実施に関わる合意形成が重要となる。要請書採択段階、事前調査段階、及びS/W協議時に、より上位の権力者と協議を行い、合意形成を目指す必要がある。
- (6) 自由な発言や一般住民への情報提供が限られる国については、情報収集及び情報提供の方法についてS/W協議時に相手国政府と十分協議し、民主的プロセスの確保について、合意を目指す。
- (7) ステークホルダー協議の実施方法や環境社会配慮に関する情報提供及び情報収集の方法等の重要事項については、S/W協議時に合意に至った内容をS/Wに明記するとともに、開発調査実施中のM/Mにも適宜合意事項を明記し、その実現を図る。
- (8) 本格調査実施段階で要請書の目的が妥当性に乏しいと判断された時は、目的の修正を相手国政府及び日本政府に働きかけることとなる。

(a) 開発調査プロセスの初期段階において、特に重要と考えられる相手国意思決定プロセスへの関与の内容は、表Ⅱ.5.1に示すとおりである。

表Ⅱ.5.1 開発調査の各段階における相手国意思決定プロセスへの関与の内容

調査段階	中央政府、上位の意思決定者	カウンターパート	環境社会配慮の関連機関
案件発掘段階	<ul style="list-style-type: none"> - JICA 環境社会配慮ガイドラインの主旨の説明及び理解の促進 - プロジェクトの上位計画との整合性の確認 	<ul style="list-style-type: none"> - JICA 環境社会配慮ガイドラインの主旨説明、理解促進 - ステークホルダー協議開催に関する意見交換 - 当該プロジェクトに関する上位目標や上位計画の確認と関係の明確化 - 国家もしくは地域に係る行政施策、ならびにセクター別開発計画との関連性、合目的性、有効性の確認 - F/S 案件に関しては、その上位計画としてのM/Pの有無、ならびにM/Pとの整合性や妥当性の確認 	<ul style="list-style-type: none"> - JICA 環境社会配慮ガイドラインの主旨の説明及び理解の促進
要請書採択段階	<ul style="list-style-type: none"> - ステークホルダー協議開催に関する合意 - 情報公開に関する合意 	<ul style="list-style-type: none"> - カテゴリー分類 - 代替案の検討状況の確認 - 情報公開の合意の可否の確認 - ステークホルダー協議開催に関する合意 - ゼロオプション検討の有無に関する合意 	<ul style="list-style-type: none"> - 対象プロジェクトで予想される環境面、社会面の著しい影響に関する情報の収集
事前調査段階	<ul style="list-style-type: none"> - St/C メンバーに関する情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> - カテゴリー分類の見直し - 予備的スコーピングの実施 	<ul style="list-style-type: none"> - 予備的スコーピングの実施 - 必要な EIA 手続きの整理
S/W 協議時	<ul style="list-style-type: none"> - 情報収集及び情報提供の方法についての民主的プロセスの確保 	<ul style="list-style-type: none"> - カテゴリー分類の合意及び記録 - ステークホルダー協議開催に関する合意及び記録 - ゼロオプション検討に関する合意及び記録 - St/C メンバーの選定 	<ul style="list-style-type: none"> - S/W での合意事項の説明

(b) 相手国に対する案件発掘段階、要請書採択段階での環境社会配慮の検討状況の確認は、JICA 環境社会配慮ガイドラインに添付されている「別紙3 スクリーニング様式」の内容を基本として実施される。確認内容は以下のとおりである。

- ・ 案件名、実施機関
- ・ プロジェクトサイトの位置、環境の特性
- ・ プロジェクトのセクター、概要、環境面・社会面への影響の特性
- ・ プロジェクトの必要性、代替案の検討状況
- ・ ステークホルダー協議の実施状況
- ・ 環境影響評価の実施状況
- ・ 環境面・社会面への影響のスコーピング
- ・ 将来的なステークホルダー協議の実施、情報公開の可否

上記のとおり確認する内容は多岐にわたることから、本様式の各質問事項の内容を確認する際には、環境社会配慮の必要性に対する相手国政府の認識、回答者の環境社会配慮に対する知識を考慮し、回答内容の確認を行う必要がある。

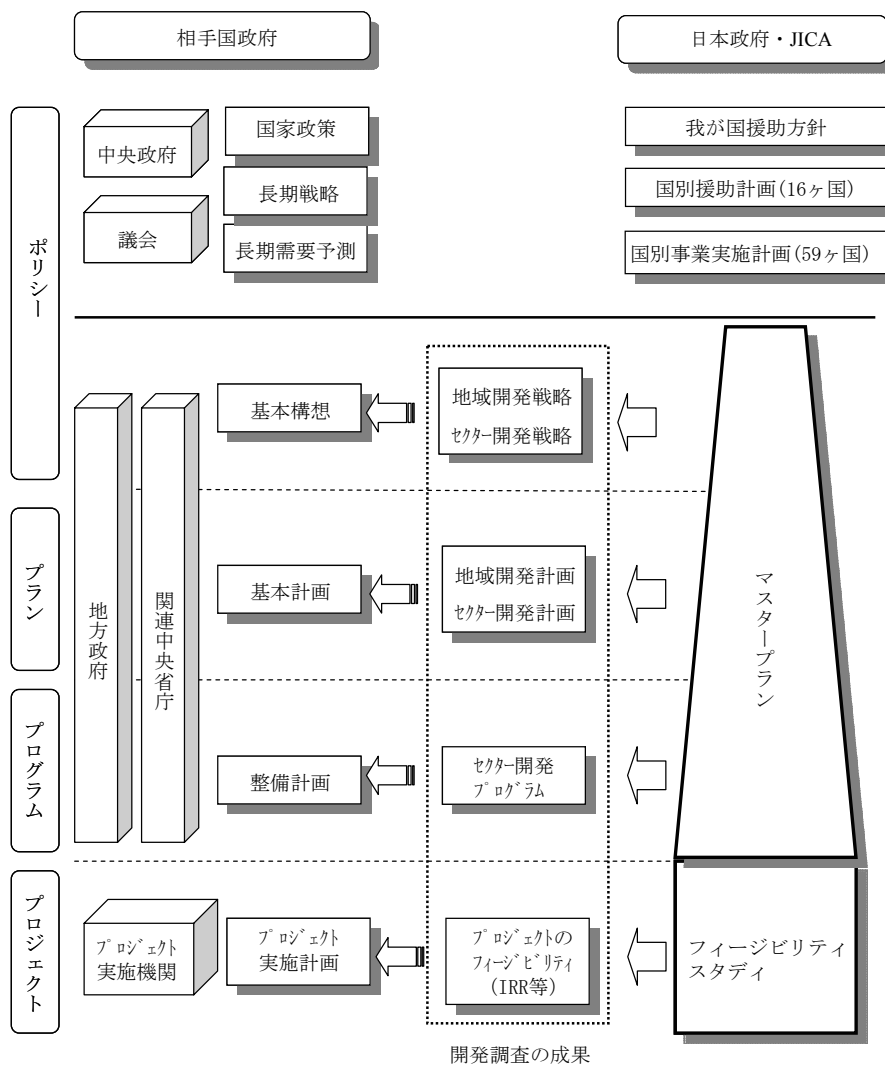
(b) 相手国の EIA 制度、影響住民への補償制度、ステークホルダー協議の実施に関する制度が不十分な場合でも、JICA 環境社会配慮ガイドラインの主旨に沿えば、国際的なガイドラインの規定や基準に沿った環境社会配慮を相手国に求めるケースが想定される。このようなギャップを解消するためには、普段より、相手国の中央政府や上位の権力者、環境社会配慮に係わる関連機関に対して JICA 環境社会配慮ガイドラインの主旨を説明するとともに、相手国の環境社会配慮施策向上のためのキャパシティ・ビルディングを検討していく必要がある。

(c) JICA 環境社会配慮ガイドラインの主旨の反映にあたっては、相手国で活動を行っている他ドナーとの施策の調整にも留意していく必要がある。

5.2 JICA 調査が取り扱う範囲

- (1) 開発調査は要請書の目的達成のために実施されるものである。従って、要請の目的の妥当性は、相手国の国家政策や日本の援助方針を踏まえ、要請書提出、採択時に深く検討されるべきである。
- (2) 開発調査で提案された環境社会配慮施策について、全てのケースでその確実な実施を担保することは困難であることから、提案される環境社会配慮施策の内容は、その実現性に十分、配慮されたものである必要がある。

図Ⅱ.5.1 は開発調査と相手国意思決定機関の関係を模式的に示したものである。要請の目的は、相手国及び日本政府の上位のポリシーにより規定されるため、M/P、F/S の本格調査実施前に十分、検討される必要がある。



図Ⅱ.5.1 開発調査と相手国意思決定機関の関係

5.3 今後のステアリングコミッティのあり方

- (1) ステアリングコミッティ (St/C) メンバーは、相手国の意思決定プロセスに関与できるよう構成される必要がある。特に地域総合開発計画 M/P といった調査では、相手国の上位段階の意思決定を行う担当者の参加が重要となる。一方で、個別プロジェクトに対する F/S では、プロジェクトの運営に関連した意思決定を行う機関の参加が求められる。
- (2) 上記を担保するために、S/W の相手国署名者はできるだけ上位の意思決定者とするのが望ましい。
- (3) St/C はステークホルダー協議の結果を常にフォローし、策定する計画に反映する必要がある。調査団は St/C にステークホルダー協議に係る十分な情報を順次、提供する必要がある。
- (4) 必要に応じて、地域コミュニティの代表や NGO を含めたステークホルダー協議関係者を St/C に臨時のメンバーとして招集し、議論を行うことを検討する。
- (5) St/C メンバーを選定する際には、相手国政府の政治形態を踏まえ、相手国の上位段階の意思決定プロセスへの関与と、ステークホルダー協議のフォローのどちらの機能により配慮した人選を行うべきか十分検討する必要がある。
- (6) 各政府機関の代表者が一同に集まる St/C は、相手国政府にしばしばみられる縦割り構造を解決するための場として、より積極的な役割を果たすべきである。

ステアリングコミッティ (St/C) は本格調査段階での意思決定機関であり、開発調査の結果や提言の実施を担保する機能を持っている。しかし、その意思決定は図 II.5.2 に示すように、より上位の権力者や、本格調査段階以前のプロセスである案件採択段階、S/W 協議時に行われた意思決定の影響を受ける。このような階層的意決定構造を背景として、今後、代替案検討の制限、ステークホルダー協議実施の遅延といった、JICA 環境社会配慮ガイドラインの主旨を十分反映できない事例が出てくる可能性がある。これを防止するためには、St/C メンバーの適切な人選が必要であるとともに、S/W の署名者をできるだけ上位の意思決定者とする、といった工夫が必要である。

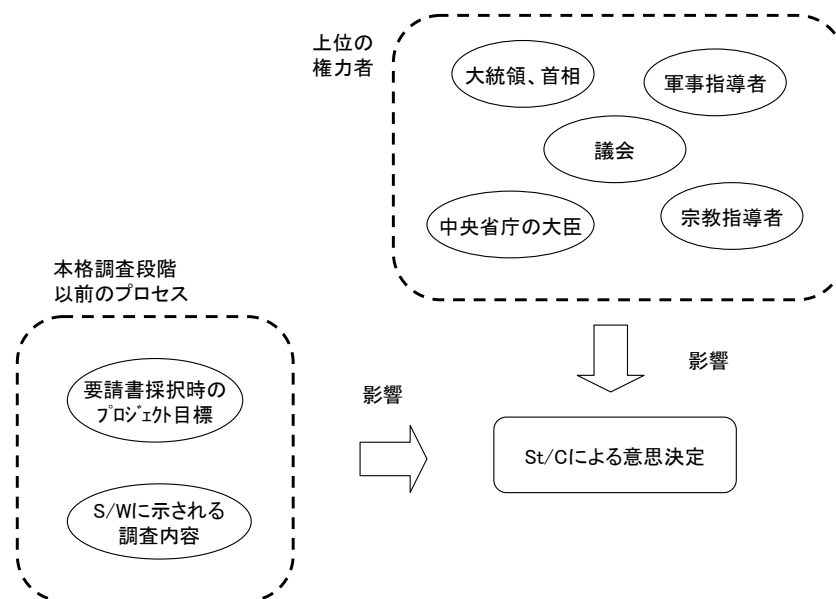


図 II.5.2 St/C の意思決定に影響する要素